

平成 2 6 年度
国の予算編成等に対する提案

平成 2 5 年 月

関西広域連合

関西広域連合は、府県域を超える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数府県による全国初の広域連合として、平成22年12月1日に設立しました。現在は、関西圏の4政令市も加わり、11の構成府県市による広域行政体として広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等並びに広域職員研修の7つの分野の事務及び国の出先機関の地方移管の早期実現に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災の発生により、企業の生産停止の連鎖が全国、世界へ広がるなどわが国の一極構造の脆さが浮き彫りになり、国と地方のあり方、経済社会のあり方、エネルギー政策等について大きな変革を迫られるなか、関西広域連合では、東京一極集中を解消するための複数の国土軸を見据えた双眼型の経済社会・社会基盤のあり方や、中長期的なエネルギー政策等にも取り組んでいます。

つきましては、関西広域連合として、平成26年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成25年 月

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

目 次

I	地方分権改革の推進	1
II	広域連合制度の充実	5
III	双眼構造の経済の構築	6
IV	首都機能バックアップ構造の構築	7
V	特区等を活用した関西における研究プロジェクトの拡充	10
VI	社会基盤の構築	15
VII	南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応	18
VIII	原子力発電所の安全確保	23
IX	エネルギー政策・地球温暖化対策の推進	28
X	広域観光・文化振興の推進等	32
X I	攻めの農林水産業の確立	34
X II	ドクターヘリの安定的な運航体制の確保	36
X III	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	37
X IV	新型インフルエンザ対策等の強化	39
X V	東日本大震災に関する被災地支援等	41
X VI	ワールドマスタースゲームズ開催への支援	43

I 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

現在の我が国の不透明感や閉塞感を打破し、国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、地方分権改革を進めることにより、我が国の統治構造を中央集権ではなく自立分権型に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、関西における府県域を越える広域事務を推進するとともに、国出先機関の受け皿としてその移管を強く求めてきた。

関西広域連合としては、これまでの地方分権改革の成果を活かしつつ、今後も改革を着実に迅速に推進することが必要と考えており、次のとおり提案する。

1 国と地方の関係の再構築

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の地方分権型社会を目指すのであれば、国と地方の関係を再構築する必要がある。

その際、全国的な統一性の確保が必要なものは国が担い、それ以外のものは財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則による役割分担を、地方と十分協議しながら明確にすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならない。現政権が政権公約に掲げた道州制を見据えるならば、とりわけ、国出先機関の地方移管を強力に推進するとともに、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

現在、政府の地方分権改革有識者会議においては、地方に対する権限移譲に係る議論が行われているが、既に広域自治体として実体を備え、広域的行政課題への対応に実績を重ねている関西広域連合を、早急に国からの権限移譲の対象に加え、検討を進めること。

3 道州制検討に係る政府の基本的な考え方の明確化

道州制基本法案については与党において国会提出に向けた検討が進められているが、公表されている骨子案を見る限り、懸念を感じざるを得ない。例えば、「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が矮小化されている。

次のような制度の根幹的内容については、その概略や方向性を基本法案において明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきである。

- (1) 我が国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。
- (2) 国・道州・市町村の役割分担について、抽象的な整理ではなく、具体的に明らかにすること。特に、内政において国が引き続き担う役割は限定列举すること。
- (3) 中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方など我が国の統治機構全体をどう見直すのか明らかにすること
- (4) 現行の市町村を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定し、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みを示すこと。
- (5) 現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられるが、その補完の仕組みについて検討すること。
- (6) 政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすること。

また、今後の道州制の検討に当たっては、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の意見を最大限反映する必要がある。このため、「道州制国民会議」など検討のための組織が設置された際には、関西広域連合の参加を可能にすること。

4 安定的な分権型地方税財政制度の構築

臨時財政対策債への依存など、常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、国と地方の税源配分の見直しとあわせ、地方交付税の法定率の引き上げや、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

(1) 地方一般財源総額の確保

地方から日本の経済再生を図ることができるよう、中期財政計画で示されたとおり、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保すること。

成長戦略に基づく設備投資減税等を行う場合には、地方の財源に配慮すること。

(2) 地方自治の本旨に則った地方交付税措置

地方公務員給与を平成 25 年 7 月から削減することを前提とした今回の地方交付税に対する措置は、過去の地方における給与削減や人員削減の努力を考慮することなく、国が一方的に地方固有の財源である地方交付税を削減し、国に準じた給与削減を要請するなど、明らかに地方分権に逆行するものであり、あってはならないことである。

さらに、「頑張る地方」の支援という名目で、行政改革の努力の成果を地方交付税の算定の指標とするなど、地方交付税を国の政策誘導手段として活用することがないよう留意すること。

(3) 地域の活性化の取組を実施するための財政措置の継続

平成 25 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、地方財政については、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとされており、地域経済活性化や雇用対策のための歳出特別枠等を経済再生に合わせて削減する必要があるとされている。地域経済は持ち直しの気配が見られるものの、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていない状況であり、地域の活性化の取組を実施するための財政措置を継続すべきである。

なお、地方交付税の見直しを行う際には、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会(仮称)」を設置し、国と地方の協議を十分に経ること。

(4) 消費税・地方消費税の税率引き上げに伴う課題への対応

- ・ 平成 26 年度から段階的に税率が引き上げられることに伴い、低所得者層及び中小事業者への配慮、価格表示の外税方式への変更等の課題について、今後、国と地方とが相互に協力しながら対応すること。
- ・ 消費税・地方消費税の税率引き上げに伴って検討される「簡素な給付措置」の執行に当たって、地方公共団体における対応が必要となる場合は、早期に情報提供を行うとともに、新たに生じることとなる人的・財政的負担に対して必要な措置を講じること。

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直しと税源の偏在性の是正

地方法人特別税はあくまで暫定的な措置として導入されたものであるため、税制抜本的改革による地方消費税の引き上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を早急に図ること。

(6) 自動車取得税等の見直しにおける代替財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税は、偏在性が小さく、地方にとっては重要な財源であるため、見直しに当たっては、代替財源を確実に確保する等地方財政に影響を及ぼさないよう地方の意見を十分に踏まえ、特段の配慮をすること。

(7) 償却資産に係る固定資産税の堅持

償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着していることや市町村税収の基幹といえる重要な税制であることから、現行制度を堅持すること。

(8) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地の財政需要を賄う重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

Ⅱ 広域連合制度の充実

【担当省庁】内閣府、総務省

関西広域連合は、現行の地方自治法に基づく広域連合制度を活用し、広域行政を担う責任主体として府県・政令市では受けることのできない広域的な事務・権限の受け皿となることを目指している。

2府5県4政令市を構成団体とする関西広域連合において、地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟な組織運用ができるよう、広域連合制度について、次のとおり提案する。

1 規約変更手続きの弾力化

広域連合が処理する広域行政課題の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、規約変更に関する総務大臣許可の際に必要な国の関係行政機関の長との協議を廃止するなど、規約変更手続きの弾力化を図ること。

2 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

広域連合が国に移譲を要請することができる事務については、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、ブロック単位で設置された国の行政機関を概ねその区域に含める広域連合には、当該広域連合が求める当該行政機関の事務もその対象とすること。

3 広域連合への負担金に関する地方財政措置

広域連合が処理する広域事業に必要な経費として構成団体が拠出する年度ごとの負担金（分賦金）について、新たな行政需要に要する経費として地方財政措置を行うこと。

4 地域ブロックを対象とする国の政策に関する広域連合意見の反映

広域連合の区域と関連する地域ブロックを対象とする国の計画の策定や施策の企画、事業実施等に際し、その検討段階から広域連合の意見を的確に反映するよう、法令上の手続きを明確にするなど、新たな仕組みを構築すること。

Ⅲ 双眼構造の経済の構築

【担当省庁】内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省

東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切断により、わが国はもとより世界中の企業にも及び、単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性を顕在化させた。

今後、国内における双眼型、多極型の経済、産業、社会の諸機能の配置を進めるとともに、グローバルレベルでの安定的な生産・供給体制の構築も図る必要があることから、次のとおり提案する。

1 双眼型、多極型の産業再配置と事業継続力の強化

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

わが国企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備（デュアルシステム）や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置の促進に向けた制度の創出、また、各地域での課題解決に向けた高度かつ専門的な人材育成・確保等が必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・ 交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークとわが国産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
- ・ 企業の事業継続計画（BCP）の策定に向けた働きかけと支援
- ・ 企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進
- ・ 産学官が連携した人材育成・確保への支援

2 国内事業所の再編とグローバルなサプライチェーンの安定化

東日本大震災を契機に、企業は部品調達先の多極化を目指しているが、国内での災害リスクを懸念するあまり、生産拠点を海外に集中させることは、国内産業の空洞化のみならずかえってアジア経済圏全体の不安定化をもたらす。わが国のバランスの取れた産業配置による安定供給体制の構築が、アジア経済圏の安定にもつながることから、わが国の立地環境をさらに向上させ、国内での拠点整備や外国企業の誘致をさらに促進することが必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・ サプライチェーン多元化に係る民間投資を促進するための税制措置及び助成措置の実施
- ・ 国内における立地環境の整備に対する重点的支援の実施
- ・ アジア拠点化戦略の推進など外資系企業に対する優遇・支援措置の一層の拡大

IV 首都機能バックアップ構造の構築

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

わが国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散することも含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

中央防災会議防災対策推進検討会議は最終報告において、首都直下地震等の大規模災害を意識し、災害対策の充実・強化を図るという方向を示し、その重点的取組事項として、政府全体としての業務継続体制の構築や、各府省における東京圏内での業務継続が困難な場合に備えた東京圏外（大阪等）の代替拠点の確保などをあげている。

しかしながら、国における検討は、これまで関西広域連合が提案してきた内容がまだ十分に反映されておらず、国土全体を視野に入れたバックアップ構造構築に関する早急な検討及び対策を積極的に進めるべきである。

大阪をはじめとする関西は、首都圏と同時被災せず、京都御所があること、既に国の地方支分部局が集積していること、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、外交を担う機関、日本銀行、企業本社や報道機関等の民間中枢機関、大学・研究機関の充実や知の集積が図られていること、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績をもつ関西広域連合をはじめ、官民あがての積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏であることから、次のとおり提案する。

1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏で非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配置等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと。

そのため、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を、大阪をはじめとする関西に整備し、首都圏の復旧・復興や二次災害の抑制に向けた人的・物的支援体制の構築を図り、さらに国際競争力の低下を抑制する観点からも、通常業務の継続を図る仕組みを構築すること。

2 国全体の事業継続計画（BCP）策定とその推進

各府省の事業継続計画は策定されているものの、代替拠点が都区部又は東京圏内に置

かれており、首都機能が麻痺した場合などには対応できない。

大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画を策定するとともに、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に計画を推進すること。

なお、東京圏外でのバックアップにあたっては、大規模な人員移動が必要であり、これを想定した輸送計画を策定し、必要な交通容量や代替性を確保すること。

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

4 皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、皇族の方に京都にお住まいいただくこと。

5 民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都中枢機能停止時のバックアップ先を具体的に計画している企業の約7割が関西を候補地にあげており、全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と事業継続を支援すること。

さらに、民間企業の取り組んでいる権限移譲や機能分散を平時から推進し、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること。

6 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに必要な人材の育成・確保、訓練等の社会実験を計画的に行うこと。

実施にあたっては、行政ならびに指定公共機関や業界団体等の関係機関、ライフライン・インフラ事業者等も交えたものとし、国全体の事業継続計画の点検・見直しを行い、実効性を確保すること。

7 国での検討の更なる具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、立法・行政中枢機能に加えて、東日本大震災

発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保することから、中央防災会議防災対策推進検討会議のワーキンググループの中間報告において、東京圏外での代替拠点として、大阪など5都市が掲げられているが、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである。

その際、関西は、京都御所があることや中枢的な機能が集積し、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚いこと、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な都市圏であるため、「関西」を念頭に更なる具体化を行うこと。

8 国土の双眼構造の構築

関西が有する首都中枢機能の代替性をより効果的に発揮するため、リニア中央新幹線の全線同時開業や北陸新幹線の大阪までの早期開業をはじめとする高速鉄道網の整備促進等による太平洋側及び日本海側の国土軸など多軸型国土の形成や、高速道路ミッシングリンクの解消等による物流ネットワークの複線化を進め、交通・物流機能や情報通信機能等社会基盤の充実、強化を図るとともに、危機管理の観点に加え、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めること。

〈参考〉首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 皇室の安心・安全の確保（京都御所、宮内庁京都事務所等）
- ② 災害対策司令塔機能（大阪合同庁舎4号館、国の地方支分部局の集積等）
- ③ 金融中枢機能（日本銀行大阪支店、大阪証券取引所等）
- ④ ビジネス中枢機能（企業本社の集積、バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ⑤ 国内外への情報発信機能（NHK大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ⑥ 交通・物流中枢機能（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、阪神港等）
- ⑦ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑧ 外交窓口機能（総領事館、外務省大阪分室等）
- ⑨ 研究機関や知の集積機能（関西文化学術研究都市、国立国会図書館関西館等）
- ⑩ 広域連携機能（関西広域連合等）

V 特区等を活用した関西における研究プロジェクトの拡充

【担当省庁】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

豊かな歴史・文化資源や個性的な都市群など、首都圏とは異なる強みをもつ関西は、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野において、企業はもとより、大学や研究機関、最先端科学技術基盤等が多く集積している。基礎から臨床研究、実用化へとつなげる高いポテンシャルをもとに、産学連携による様々な研究プロジェクトも着実に進みつつある。

政府では、日本経済の再生に向けた第三の矢である日本再興戦略の要として、「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くため、国家戦略特区の創設、薬事法などの改正により規制改革等を進めている。

一方、関西は、総合特別区域法および環境未来都市制度に基づき、1つの国際戦略総合特区（関西イノベーション国際戦略総合特区）と7つの地域活性化総合特区、3つの環境モデル都市が指定を受け、それぞれの計画事業を着実に進めているところである。

関西広域連合としては、特区制度や規制改革の拡充・推進が、我が国全体の経済成長と新たな社会システムの構築につながるものと考えており、関西においてこれらの特区制度が効果的に機能するよう、次のとおり提案する。（今後、国の状況に変化があれば修正）

1 日本経済の再生に向けたプロジェクトの実現

国家戦略特区の指定に向けて関西から提案している以下のプロジェクトに対し、必要な規制改革や財政的措置など、強力な支援措置を実施すること。

(1) 難病・希少性疾患克服と海外展開プロジェクト

再生医療と革新的医薬品の創出促進及び研究開発の共通基盤整備に関する以下のプロジェクトに対する支援

【研究開発の共通基盤整備】

- ・ 関西 IRB の整備

【再生医療と革新的医薬品の創出】

- ・ 体性及び多能性幹細胞を用いた角膜移植治療拠点の整備(京都府立医科大学)
- ・ iPS 細胞（人工多能性幹細胞）を活用した炎症性疾患治療薬および血液がん治療薬の事業化（京都大学）
- ・ 致命的遺伝性疾患（難病、稀少疾患を含む）に対する核酸医薬品の事業化（神戸大学）
- ・ 中枢神経系制御薬等の開発（京都大学メディカルイノベーションセンターにおける

産学連携)

- ・ 免疫・再生医療等の未来医療産業化国際展開拠点（大阪大学）の整備
- ・ 個別化医療に対応した革新的医薬品（バイオ医療、シミュレーション創薬、iPS 創薬等）の開発・生産技術基盤の確立（京都大学等）
- ・ iPS 細胞等を用いた再生医療の国際展開（理化学研究所、先端医療振興財団等）
- ・ iPS 細胞を活用した再生医療の研究・医療応用の加速化（和歌山県立医科大学、近畿大学等）
- ・ 革新的創薬の開発（がんペプチドワクチン等）（和歌山県立医科大学、近畿大学等）
- ・ iPS 細胞等を活用した遺伝子治療の実用化（鳥取大学）
- ・ iPS 細胞を用いた組織・臓器再生と安全性の評価・検証システム確立（徳島大学）
- ・ 小胞体ストレスを標的とする 2 型糖尿病治療薬の革新的スクリーニング方法の開発（徳島大学）

(2) 我が国発の先進医療技術（機器）の開発と海外展開プロジェクト

次世代放射線治療機器開発拠点、複合医療産業拠点の形成、大学等における研究蓄積を活かした医療機器開発及び、特色ある医療技術の国際交流、海外展開へ向けた共通の取り組みに関する以下のプロジェクトに対する支援

【次世代放射線治療機器開発拠点の形成】

- ・ 超小型レーザー駆動粒子線がん治療器の開発（日本原子力研究開発機構）
- ・ 統合的放射線がん治療の国際医療研究拠点の整備及び次世代機器開発（京都大学）
- ・ 次世代がん治療法（BNCT）国際医療研究拠点（京都大学、大阪大学、大阪府立大学等）の形成
- ・ 重粒子線・陽子線治療機器の海外展開（兵庫県立粒子線医療センター等）

【複合医療産業拠点の形成】

- ・ 国際級のオープンイノベーション複合医療産業拠点の形成（国立循環器病研究センター、神戸大学（内視鏡）、神戸医療機器開発センター（MEDEC））

【大学等における研究蓄積を活かした医療機器開発】

- ・ アルツハイマー病の早期診断システム等の開発（滋賀医科大学）
- ・ ICT を活用した生活習慣病予防のための医療・健康管理機器及び健康サービスのパッケージ開発（滋賀医科大学等）
- ・ 内視鏡手術におけるタッチパネルナビゲーションシステムと Body-GPS を含む手術ナビシステムの開発（京都府立医科大学）
- ・ 先端医療を基軸とした国際医療交流（和歌山県立医科大学）
- ・ 先端医療機器の開発（医療用三次元計測装置の活用等）（和歌山大学・近畿大学等）

(3) 健康関連産業振興プロジェクト

「民の力」による内外市場を拡大するため、健康食品の機能性表示、ICT基盤等を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点の形成、及び介護福祉機器の開発・実用化の加速に関する以下のプロジェクトに対する支援

- ・ 健康関連産業振興法（仮称）の整備
- ・ けいはんなにおける ICT 基盤等を活用した健康・スマートライフイノベーション拠点の形成（京都府立医科大学等）
- ・ 「健康食品の機能性表示認証制度」の創設（大阪商工会議所等）
- ・ ロボット介護機器の実用化促進拠点の整備（うめきた・ナレッジキャピタル）
- ・ 機能成分の解析・機能性食品の開発（和歌山大学、和歌山県立医科大学等）
- ・ ICT 基盤等を活用した健康イノベーションセンターの整備（和歌山大学、和歌山県立医科大学等）
- ・ 人間の動作を支援する福祉・介護機器の開発（和歌山大学、和歌山県立医科大学等）
- ・ ICT を活用した糖尿病等の国際的検診メニューの構築（徳島大学等）

(4) 最先端科学技術基盤（SPring-8、SACLA、スーパーコンピュータ「京」）に関する以下のプロジェクトに対する支援

① ポスト京、次世代 SPring-8 の適切な整備

スーパーコンピュータ「京」及び SPring-8、SACLA で蓄積した技術・経験・人材を適切に維持、発展させる国際研究交流を進めるため、ポスト「京」（エクサスケールコンピューティング）を戦略的に開発・整備するとともに、理化学研究所が進めている SPring-8 の高度化に向けた技術的検討なども踏まえた次世代 SPring-8 の適切な整備を図ること。

② 最先端科学技術基盤の民間開放

- ・ 安全・長寿命の次世代電池等の開発を加速するため SPring-8 に次世代電池評価センターを設置及び民間活用
- ・ 個別化医療に対応した革新的医薬品（バイオ医療、シミュレーション創薬、iPS 創薬等）の開発・生産技術基盤の確立

2 国際戦略総合特区制度の充実

自治体・経済界を含むオール関西で取り組む「関西イノベーション国際戦略総合特区」について、以下の措置を講じること。

- ・ 海外との競争に対応し、真にわが国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、地方からの提案実現のため、国と地方の協議会を積極的に活用し、規制・制度

の特例措置や税制、財政、金融上の措置についての更なる充実

- ・ 規制の特例措置の速やかな実現に向けた、規制改革会議等の第三者機関による方針検討や決定と、国と地方の協議で合意を得た事項についての法・政省令改正等必要な措置の速やかな実施、また、規制の特例措置が実現しない場合における公開の場での各府省による説明責任の履行
- ・ アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるための大胆な税制措置の導入と、地方税軽減相当額を益金不算入とする特例措置及びベンチャーファンドへの出資に対する課税の特例措置の実施。また、平成26年3月31日までとなっている租税特別措置の期限延長と、所得控除を受ける対象となる指定要件等の抜本的な緩和
- ・ 国際競争力向上のためのイノベーションプラットフォームの構築（実用化・市場づくりを目指したイノベーションを創出する仕組み）への支援と、認定されたリーディングプロジェクト等、重要事業に対する国費補助率の当分の間の引き上げ
- ・ 新たな研究開発など特区での取組の実現に資する事業を実施するエリアの追加・拡大についての弾力的な対応と、広く面的に支援措置が受けられる区域設定の検討
- ・ 活用が進んでいない総合特区推進調整費について、内閣府の裁量により予算配分や用途を決定できるような制度への変更、特に、府省の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を改め、地域からの新規の取組みにも充当できるような制度への変更。将来的には地方公共団体への一括配分化
- ・ 関西に強みのある再生医療分野などにおける PMDA-WEST の審査機能等の拡充
- ・ 関西の高度な研究機関が一体となって進めるレギュラトリーサイエンス研究、人材育成、研究拠点整備の推進について、必要な措置の速やかな実施、また、事業実施にあたっての、総合特区推進調整費の積極的な活用の承認

3 地域活性化総合特区制度及び環境未来都市制度の充実

- ・ 地域活性化総合特区に係る地方からの申請に対する積極的な認定
- ・ 地域指定後に設けられる国と地方の協議会における、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等に関する地方からの提案の実現
- ・ 地域活性化総合特区における国際戦略総合特区と同等の法人税の軽減措置の導入
- ・ 活用が進んでいない総合特区推進調整費について、各省の予算制度を活用した上でなお不足する場合の補完にしか充当できない現状の運用を改め、年度当初から予算が執行できるような制度への変更
- ・ 農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、当該事業への個人出資に係る所得控除の対象を匿名組合契約を通じた出資にも拡大

- ・ 環境未来都市及び環境モデル都市の充実及び、その他の財政支援、規制・制度改革等の枠組みの構築

VI 社会基盤の構築

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が日本の成長を牽引するため、また、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

また、同時に空港・港湾とそれらを連絡する高速道路や主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保等が不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 空港の機能強化

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港の経営統合を通じ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援
- ・ 大阪都心部と関西国際空港とを結ぶ鉄道アクセスの改善
- ・ 神戸空港と連携した関西国際空港への海上アクセスの利便性向上
- ・ 首都機能麻痺時など非常時に備え、首都圏空港の機能を代替、継続するための空港機能継続計画（BCP）の策定

2 港湾機能の充実強化

- ・ 阪神港が国際基幹航路を受け持つ西日本のハブ港として役割を果たすとともに、首都機能麻痺時等には京浜港をバックアップすることができるよう、国際戦略総合特区の推進などによるその機能強化と規制の特例措置や税制上の支援措置等の実現
- ・ 日本海側に、太平洋側とも連携した多様な経済圏を構築するため、京都舞鶴港を有する若狭湾など複数の圏域での経済成長戦略の実現
- ・ 日本海周辺の対岸諸国が著しい経済発展を遂げる中、日本海側ゲートウェイとして物流・人流を一層活性化させるとともに、太平洋側港湾との機能分担や相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するため、日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港及び境港の機能を強化

3 高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消

- ・ 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するため、新名神高速道路の全線の早期完成
- ・ 空港・港湾と後背圏を連絡する大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、淀川左岸線延伸部、播磨臨海地域道路などの未整備路線の早期整備及び事業スキームの構築等

- ・ 日本海国土軸を形成するため北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の事業推進及び京都縦貫自動車道、山陰自動車道の早期完成
- ・ 多極型の国土を構築するため、近畿自動車道紀勢線や四国横断自動車道並びに阿南安芸自動車道等、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の早期整備
- ・ 関西都市圏の拡大に資するため、関西大環状道路を構成する京奈和自動車道の早期整備

4 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ 割高な通行料金が、産業振興、観光交流や移動の障害となっている本州四国連絡高速道路の料金について、割引も含めた全国共通料金の平成 26 年度導入、及び高速自動車国道の全国プール制への組み入れや償還期間の延長などの取組の早期実現
- ・ 阪神都市圏の高速道路等における平成 29 年度当初の料金体系一元化に向けた着実な検討等
- ・ 平成 25 年度末で期限を迎える高速道路の料金割引の継続

5 有料道路制度の新たな仕組みづくり

- ・ 地方の財政状況が厳しく、道路の維持管理に充当できる財源が乏しくなっている状況において、今後、大規模更新の需要が高まっていくことなどから、地域の実情も踏まえて、維持・更新費用や交通流動を管理するための手段として料金を幅広く捉えた新たな仕組みの構築
- ・ 新たな仕組みの構築には国民的な議論が必要であることから、地方有料道路への当面の策として、料金徴収期間経過後も確実に維持修繕ができるよう、全国で3箇所と限定的である道路整備特別措置法第15条の適用について要件を緩和

6 北陸新幹線の整備促進

- (1) 北陸新幹線の日も早い大阪までのフル規格での整備を行うこと。そのための金沢（白山総合車両基地）から敦賀間の早期完成・開業に向けた整備促進と米原ルートによる敦賀・大阪の整備方針の明確化を行うとともに、以下の措置を講ずること。
 - ① 北陸新幹線敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費の提示等
北陸新幹線の敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費を提示すること。
また、地方の費用負担については、地域の受益の程度などを勘案し、関西広域連合として、関西全体で解決を図ることとしていることから、費用負担のあり方について、国としても検討すること。
 - ② 並行在来線が経営分離されないための必要な措置の実施
北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する並行在来線については、京阪神と

一体となった交通ネットワークを形成する幹線交通として重要な役割を果たしていることから、当該並行在来線の経営がＪＲ西日本から分離されることは受け入れられず、分離されることのないよう国において必要な措置を講じること。

③ 東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題の解決

北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題について、積極的な対応を図ること。

- (2) 国において当面の対策として検討されている敦賀以西のフリーゲージトレインについて、安全性や定時性など今後解決すべき課題に対応すること。

7 リニア中央新幹線の全線同時開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を１時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。

リニア中央新幹線については、平成 23 年 5 月に全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画が決定され、東海旅客鉄道株式会社に対して建設指示が出された。本年 9 月 18 日には、東京都・名古屋市間について、駅位置や詳細なルートなどを盛り込んだ環境影響評価準備書が沿線自治体に提出されたところである。

東海旅客鉄道株式会社は、東京・名古屋間を 2027（平成 39）年、東京・大阪間をその 18 年後の 2045（平成 57）年、の二段階で開業する方針を示している。

しかしながら、平成 23 年 5 月の交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会の答申において、リニア中央新幹線の整備は、「東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分に発揮し、効果を得ることができる事業」であると指摘されていることから、その整備効果を最大限発揮させるためには、大阪までの全線同時開業が不可欠である。ついては、以下の措置を講ずること。

- ・ 国家プロジェクトとして、大阪までの乗り入れを推進すること。
- ・ 東京・大阪間の全線同時開業を実現すること。

8 高速鉄道網の整備に向けた調査の実施

災害時におけるリダンダンシーの確保や、在来幹線鉄道的高速化及び利便性向上の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた山陰新幹線及び四国新幹線等の整備計画格上げなど、高速鉄道網の整備に向けた調査を行うこと。

VII 南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、消防庁、林野庁、水産庁、気象庁

南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、これまでの「防災」に加え、助かる命を助ける「減災」の視点にも立ち、また、国においても「強くてしなやかな（強靱な）」国づくりに資する国土強靱化が進められていることから、大規模災害による被害を最小限にとどめるための国と関係地方公共団体が一体となった対応について、次のとおり提案する。

1 南海トラフ巨大地震対策の総合的推進

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震については、現在、大規模地震対策特別措置法（東海地震対策の推進）と東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（東南海・南海地震対策の推進）に基づき、その対策が講じられているが、観測のあり方や都道府県等が行う事業についての補助対象、補助率等が異なる状態となっている。また、南海トラフ全体が動く巨大地震が想定されていることから、被害を受ける地域全体について、一体的な対応を図る必要がある。

このため、以下の項目について措置すること。

- ・ 南海トラフ巨大地震による被害が想定される地域全体を対象とする法律の早期制定
- ・ 南海トラフ巨大地震の対策を講じる地域の特定
- ・ 具体的な予防・応急対策計画及び事前の復旧・復興計画の早急な提示
- ・ 地震防災対策事業に対する財政支援の充実及び確実な財源確保
- ・ 紀伊半島から四国沖における観測機器の整備など観測体制の充実・強化及び地震・津波の発生・被害予測の精度向上
- ・ 政府現地対策本部を設置する体制の確保及び具体的な活動内容の明示
- ・ 南海トラフ巨大地震に伴う液状化危険度や人的・物的被害予測について、市町村別等の被害想定に活用できる詳細なデータの提供
- ・ 津波からの避難が困難な地域における高台への集団移転や、大規模な火災の発生が懸念される密集市街地の解消など、減災のまちづくりの推進

2 地震・津波による被害の防止、軽減

(1) 調査研究の推進

- ・ 津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進
- ・ 特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置など科学的調査の速やかな実施、及びその結果の情報提供

なお、国の地震の長期予測等は、日本海で発生する地震・津波に関する研究が乏しいことから、太平洋側のみならず、日本海側におけるプレート境界、海底活断層位置等の調査の速やかな実施、及び震源断層モデルの提示

- ・ 避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度等についての研究の推進

(2) 観測体制の強化

- ・ 地震・津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための観測体制の強化及び精度の向上
- ・ 特に近い将来での発生が予想される東南海・南海地震対策となる「地震・津波観測監視システム（DONET）」や、海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網の構築。さらに、そこから得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、スーパーコンピュータにより分析することによる、地震・津波の発生、被害予測の精度の向上、及び気象庁としての情報発信

(3) 連携協力体制の整備

地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

(4) 教育及び訓練の実施

被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、地震・津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。

3 大規模風水害に備えた情報の提供等

(1) 高精度な降雨量予測情報の提供

気象庁が公表する降水短時間予報は、メッシュ毎の数値データが示されておらず、避難指示等の判断材料とするには情報が不足しているため、高精度な降雨量の予測情報を数値化して地方公共団体に提供すること。

また、日本気象協会が有する「超短時間予測」や「総合数値気象予測システム（SYNFOS）」のような短期・長期の予測情報を気象庁として地方公共団体に提供すること。

さらには、記録的短時間大雨情報に係る予測精度向上のための技術革新を行うこと。

(2) 雨量、地形、土地利用等から流域河川の増水量をシミュレーションする分析ツールの確立

降雨量が予測できても、河川毎に流域の土地利用や支川の状況、ダム等の有無により、その増水量を予測することは困難であるため、増水量を予想分析する研究を進めること。

(3) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定支援

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」では、策定種別、避難準備情報、避難勧告、避難指示別に具体的な発令基準を策定することとされているが、特に土砂災害においては、具体的な指標が少なく、発令判断が困難なため、明確な判断指標を研究、策定すること。

4 地震・津波・風水害等大規模災害に備えたインフラ整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震・津波被害や頻発する局地的な集中豪雨による大規模災害等から、住民の安全と安心を確保するためには、インフラの果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講じること。

(1) 広域ネットワーク形成によるリダンダンシー確保

- ・ 国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の全線の早期完成
- ・ 南海トラフ巨大地震に備え、紀伊半島や四国の太平洋沿岸等の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消や既に供用されている高速道路の4車線化
- ・ 災害支援物資の輸送拠点である阪神港と関西内陸部の防災拠点との連結強化を図るための高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
- ・ 太平洋側の大規模災害時に、京都舞鶴港や境港を関西圏の輸送拠点として機能させるため、京都府から鳥取県に至る日本海沿岸の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
- ・ 東海道新幹線の代替ルートの早期整備

(2) 津波対策の推進

① 避難施設の整備促進

- ・ 最新の知見に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備推進

② 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤等の整備促進

- ・ 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられるよう、防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の技術基準の早期策定と必要な財政措置

③ 津波被害に強いまちづくりの推進

- ・ 津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての具体的な被害軽減対策の提示と必要な財政的措置の実施
- ・ 津波からの避難が困難な地域について、災害対策拠点となる庁舎をはじめとする公用施設、公共施設、オフィス、住宅等の津波対策として、高台移転等を促進するための技術的な助言と必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施

(3) 建築物等の耐震化の推進

- ・ 総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実
- ・ 建築物の耐震改修促進法の施行にあたり、「耐震診断報告期限の柔軟な対応」、「改修工事の完了時期などにあわせた耐震診断結果の公表」、「耐震対策緊急促進事業の実施期間の一定期間延長」及び、「耐震改修に係る事業者の資金調達支援」の措置の実施
- ・ 緊急輸送路沿道建築物や避難所等の耐震改修を促進するため、「全国防災対策費」で措置された国の財政措置（交付金＋交付税措置で、実質 60%充当）と同等以上の支援策の実施
- ・ 平成 22 年度補正予算で創設された国全額負担による民間住宅の耐震改修にかかる 30 万円/戸の定額補助制度の継続的な実施
- ・ 建築物の耐震化にかかる地方負担額の特別交付税措置の拡充
- ・ 宅地耐震化推進事業の円滑な実施に向けて、速やかに宅地所有者の合意を得るための一定の指針となる「住民等合意形成ガイドライン」の早期提示

(4) 災害に強い森づくりをはじめとした総合的な治水対策の推進

頻発する大規模な風水害に備え、河川下水道対策のほか、森林整備による災害に強い森づくりの推進や、砂防・治山事業の連携による森林・土砂災害対策等の流域対策、及び減災対策等を加えた総合的な治水対策の推進に係る必要な財政的措置や税制優遇等の実施

(5) ラジオ送信所の整備の推進

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオ放送の難聴解消、ラジオ送信所の災害対策の推進や施設整備に係る補助金の交付、地方財政措置や税制上の特例措置の実施

5 高速道路サービスエリアを活用した防災拠点等の整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、高速道路 SA・PA を被災地支援の活動拠点に位置づけ、ヘリポートや燃料供給施設、備蓄倉庫の整備等、防災

機能の整備を図ること。

また、高速道路について津波発生時の一時避難場所として有効活用を図ること。あわせて、高速道路を有効に活用するため、避難階段の設置や津波発生時避難者の安全性の確保など、沿岸部の避難支援を行うこと。

さらに、被災地において円滑な救護・救援活動が実施できるよう、ドクターヘリや緊急車両等への優先給油を担保する法整備など、災害時における給油体制を確立すること。

6 被災者生活再建支援法の見直し

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、支給額の引き上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

また、支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、床上浸水などの日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象とすること。

さらに、被災者生活再建支援法の支援を受ける被災世帯について、建物に影響がなくても地すべり等により宅地に危険が生じており、実質的に居住困難となっている世帯も対象となるよう、宅地被害を明確に位置づけること。

7 「住宅再建共済制度」の全国制度としての創設

住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、兵庫県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設すること。

8 大規模災害発生時の外国人医師の受入

南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。

9 大規模広域な災害に対する広域連合の代行

今後の災害対策法制等の見直しにおいて、南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により都道府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ること。

VIII 原子力発電所の安全確保

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁

東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、被災地域の復旧・復興に全力を尽くすこと、国会事故調、政府事故調で明らかになった様々な課題に責任ある対応をすること、さらなる事故原因の徹底究明に引き続き取り組むことが必要である。

大飯原発を含めた原子力発電所の稼働の可否については、新しい規制基準を厳格に適用し、社会的、経済的要因を考慮することなく、速やかに純粋に科学的知見に基づく審査を行うことを強く求めるものである。

また、汚染水の漏出により海洋汚染が懸念される状況に対し、国として早急に対策を実施する必要がある。

現在、新規規制基準適合性に係る審査が行われているが、その一方で、もんじゅで機器の点検漏れが再三指摘されている状況に鑑み、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、原子力発電所の新しい規制基準に準じた万全の対応を取る必要があるため、次のとおり提案する。

1 福島原発事故の収束と国民の不安解消

(1) 福島原発事故の検証の継続

事故原因の究明や、事故の対応過程における対応のあり方について、国会事故調等の報告で終わることなく、未解明の項目について継続的な調査・検証を行うこと。

(2) 事故の収束に向けた取組

事故の収束に向けたロードマップを着実に履行し、その達成状況を国民に十分説明すること。汚染水の漏出により海洋汚染が懸念される状況に鑑み、事故処理及び廃炉の過程で追加の被害を生じさせないように国として早急に抜本的な対策を実施すること。福島県が実施している県外避難者支援事業（ふるさとふくしま帰還支援事業）や地域コミュニティの再構築、避難者の帰還に資する地域での取り組み等を積極的にバックアップすること。また、被害を受けた住民への補償が確実になされるよう対応すること。

(3) 放射能汚染に関する対応

放射性物質による汚染に対する不安を一日でも早く解消するため、国は、放射性物質による汚染の除去に責任を持って取り組むこと。

特に汚染水対策については、政府が前面に立ち根本的に解決すること。この際、モ

ニタリングを強化し、正確な情報を迅速に把握して、風評被害を防止すること。

また、福島県が実施している県民健康管理調査を引き続き支援すること。さらに、食品等に係る風評被害が発生することがないように、徹底した対策を実施すること。

(4) 避難者の受入れ等に関する国の財政措置

被災地の生活基盤の回復には長期間を要するとともに、原発事故による避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援を実施しているところであり、被災者の受入れ等に関する可能な限りの財政措置を行うこと。

(5) 情報開示及び国民的議論の実施

原子力規制委員会において福島原発事故の原因を究明し、それらの情報をはじめとしたあらゆる情報を広く国民に開示すること。また、原子力政策については、使用済み核燃料の最終処理体制の確立も含め、国民的理解を得るために、国としての十分な説明や国民的な議論を踏まえながら進めること。

2 原子力発電所の安全確保

(1) 新規規制基準の厳格適用等

原子力発電所に新規規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認すること。国は、新規規制基準の適用に当たり、国民に新規規制基準と原子力発電所の運転の安全性の確保の関係について十分な説明を行い、理解を得ること。原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を最優先とし、立地県のみならず周辺地域の意見や防災体制の整備状況も踏まえ、国が責任をもって判断すること。併せて、PWR（加圧水型原子炉）のフィルター付ベント設備や特定重大事故等対処施設の整備等、整備が猶予されている施設についても、猶予期間を設定した理由を国民に分かりやすく説明するとともに、早急に整備を行うよう事業者を指導すること。また、プラントの安全性の向上のみならず、防災体制の確立なども含めた多重防護を重視した安全体制を確立すること。

また、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、原子力発電所の新しい規制基準に準じた規制基準を早急に策定するとともに、新しい基準に照らして十分な安全確保対策を実施させること。

(2) 規制基準に盛り込むべき新たな視点について

規制基準については、工学的、技術的な視点だけでは十分でなく、従前の原子炉立地審査指針で求められていた原則的立地条件を厳格に継承するとともに、福島第一原子力発電所での事故を踏まえ、人以外の生物種への影響や、重要な水源に近接していないかなど、原子炉周辺の環境にも配慮した明確な原子炉設置基準を設けること。

また、IAEAの多重防護の考え方では、サイト外の緊急時対応まで求めているこ

とを踏まえ、我が国においても、被害を最小化し、住民の健康と命を守るために、規制基準と防災対策とを一体的なものとして、総合的な規制体制を構築すること。

(3) 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

原子力発電所の地震・津波に対する安全性向上に万全を期するため、新たな規制基準に基づき、想定される最大クラスの地震・津波に対する対策を着実に推進すること。

また、原子力発電所が立地する若狭湾周辺の過去の大地震・大津波の発生状況や日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査の結果を早急に取りまとめ、その結果を公開するとともに、安全対策に反映すること。

(4) 原子力発電所敷地内における活断層調査について

原子力発電所敷地内の活断層及び発電所の安全に影響を及ぼす周辺活断層の評価は、発電所の立地そのものに影響を与える重大な事項であるため、活断層の存在について疑義が生じた場合は、原子力規制委員会において科学的知見に基づき厳正に調査を行い、明確な見解を早期に示すこと。

(5) 放射性物質の拡散抑制対策

福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海や土壤に流出している事象に鑑み、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、法的にも担保するよう措置すること。

3 原子力施設周辺地域の防災対策の充実

(1) 監視体制の強化と情報提供の徹底

国および原子力事業者の責任において、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、原子力発電所の状態やSPEEDI等の放射性物質の拡散に関する信頼性の高い情報、避難指示に関する情報等を迅速に公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用することのできる具体的な仕組みを構築すること。また、関係隣接府県だけでなくUPZの外側にある地域に対しても、国や事業者の責任において、SPEEDIやERSS等の測定データを提供すること。

緊急時モニタリングについては計測メッシュの設定方法や実施頻度などの詳細を早急に明らかにするとともに、実効性のある緊急時モニタリング計画を策定するために、国や原子力事業者と関係近隣府県等の調整を図ること。

機動的なモニタリングを実施するため、国の責任において航空機モニタリングを実施するとともに、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備や情報共有化システム整備に必要な財政的支援を行うこ

と。

さらに、今回の事故では、放射線モニタリングポスト、テレメータシステムによる監視・情報発信が十分に機能していないため、国においてその検証を行い、モニタリング情報共有システム（ラミセス）に係る費用は一括して国が負担し、モニタリングポストやテレメータシステムの無停電化に必要な電源容量やバックアップ時間などの基準を明確化する等機能強化を図り、国の責任において常時監視システム体制を構築すること。

(2) 原子力災害対策に関する制度の見直し

ブルームの影響を考慮したPPAの導入、O I Lに基づく防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングのあり方、安定ヨウ素剤の予防的服用の実施方針のさらなる明確化、広域避難体制の確立など、今後の検討課題となっている事項について時期を早めて原子力災害対策指針の改訂を行い、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応や、関係隣接府県も含む広域的な対応に至るまで、原子力災害対策の充実にかかる制度の改正等、所要の措置を早急に講じること。

原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、安定ヨウ素剤の配備・服用、医療提供体制、避難シミュレーション等避難体制整備に要する経費について、地域の実情を踏まえた自主的な取組を含め国において財政措置を行うこと。新たに関係隣接府県となる府県については、緊急に原子力防災体制を整備（初期投資）する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金について、交付金の限度額を撤廃し、早期に交付するとともに交付金の交付に当たっては、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うこと。

さらに、専門職員を配置するための人件費について、国において財政措置を行うこと。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証を原子力事業者とともに十分行い、オフサイトセンターの早急な整備を図ること。

(3) 広域避難に対する支援

原子力災害の緊急事態において、周辺住民が安全かつ迅速に府県域を越える避難ができるよう、広域避難に係る基本的な考え方、手順等について、国が責任をもって早急に取りまとめ、関係地方公共団体及び住民と共有すること。

避難手段の確保については、バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請及び関係事業者による協力を含めて国の責任で行うとともに、事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準や万一従業員が被ばくした

場合の補償基準を早期に策定すること。

避難経路については、高速道路とすることが想定されることから、道路管理者に対する避難時の無料化等の協力要請及び対応の取りまとめを行うとともに、交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

スクリーニング及び除染については、避難途上で複数府県からの多数の避難者を対象に円滑に行う必要があることから、緊急時モニタリング同様、緊急時には国が主導して実施すること。また、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、実施場所の確保や実施手順についても早急に考え方を示すこと。スクリーニング及び除染に必要な資機材と人員については、地方公共団体任せにせず、国として全国的な体制整備を行うこと。

また、災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者については、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を早急に示すとともに、国が責任を持って避難手段と避難先を確保すること。

さらに、広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について、早急にルール化を行うなど積極的に対応すること。

また、施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を含め、広域避難者の受入れによる費用の負担について、国と事業者の負担を明確にするとともに、法令による制度を整備すること。

IX エネルギー政策・地球温暖化対策の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、環境省、資源エネルギー庁

関西広域連合及び構成団体等においては、これまでも地域の特性や状況等に応じて、様々な工夫を凝らしつつ、省エネの推進、再生可能エネルギーの導入促進、関連産業技術の開発・普及等に取り組んできたところであるが、関西は他地域に比べ、原発依存度が高かったことから、平成 24 年夏には電力需給のひっ迫が見込まれる中での節電対策を経験したほか、平成 25 年には電力料金値上げも経験するなど、エネルギーを巡る環境は非常に厳しい状況にあり、今後は地方自治体としても、産業活動や都市魅力の向上も視野に入れながら、地域の実状を踏まえ、需要者の視点に立って取り組んでいくことの重要性が一層高まっている。

関西広域連合は、このような状況に対応するため、"関西における望ましいエネルギー社会"の実現に向け、構成団体はもとより、近畿経済産業局や他の地方自治体、電気事業者、関係団体等との連携と役割分担の下で、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの導入促進、関西におけるエネルギー関連技術の活用促進のために必要な情報収集を行い、地域・需要者の視点に立ち、関係する広域事務とも連携して、効果的な方策の検討、国等への提案、有意義な情報の発信等に取り組んでいく。

また、国としての地球温暖化対策の推進のための枠組みが確立されていない中で、関西広域連合は、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減のための広域取組についても進めているところであり、今後も引き続き取り組んでいく。

しかしながら、エネルギー政策や地球温暖化対策の推進については、国としての、広く国民の理解が得られる計画・枠組みを基本として進められるべきものであることから、その早期確立と着実な実施に向けて、以下のとおり提案する。

1 エネルギー政策の推進

(1) 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の確立

- ① 国においては、国民生活や産業活動への影響を十分に考慮した上で、広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策を早期に確立し、再生可能エネルギーの導入量等の目標を明確にするとともに、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。
- ② 将来に向けての日本近海のメタンハイドレート資源の調査・採取技術開発、海流発電等海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、エネルギー源の多様化

とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること。

- ③ 災害に強い強靱な国土構造を構築するため、日本海側へのLNG基地の立地、日本海側と太平洋側を結ぶ天然ガスパイプラインの整備等を推進すること。

(2) 低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築

- ① 国においては、現在、「広域系統運用の拡大」、「小売・発電の全面自由化」、「送配電部門の一層の中立化」を柱とした電力システム改革を進めつつあるが、それらが"電力の安定供給の確保"や"電力料金の最大限抑制"という本来の目的・趣旨に沿うよう、適切な制度設計を行うとともに、可能な限り早期に実施すること。
- ② 他地域や事業者からの余剰電力の有効活用や電力需要のピークの平準化等に資する以下の取組を推進すること。
- ・ 他の電力会社からの応援融通や、特定電気事業者等からの追加的な電力購入の円滑化に向けた取組を迅速に推進すること。
 - ・ 需要家が自家発電施設で発電した電気を電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社事業所等で有効活用できるよう、自己託送制度のルール化や同時同量ルールの見直しを図ること。
 - ・ 分散型電源導入促進事業費補助金については、周知・公募期間や事業実施期間に余裕を持たせるなど、民間企業が活用しやすい制度にするとともに、平成 26 年度以降も引き続き継続し更なる電力確保に努めること。
 - ・ ピーク料金制度や、時間帯別料金制などのソフトできめ細かなピークカット対策の促進や、自家発電買い上げの促進、ネガワット取引などのデマンドレスポンス市場の拡充を図ること。
 - ・ コージェネ（熱電併給型のエネルギーシステム）の導入促進を図ること。
- ③ 経済・産業活動への影響を最小限に抑えるため、既存の火力、水力発電の最大限の活用に向けて、以下の取組を行うこと。
- ・ LNG 等の燃料の安定的確保
 - ・ 環境に配慮しつつ、施設の増設・リプレースに関する手続きの更なる迅速化など、高効率発電施設の導入に対する的確な対応
- ④ 再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策等の観点から、積極的に導入を促進すべきものであるが、一方で、再生可能エネルギーによる発電には出力の不安定さや発電コストの高さ、電力系統の安定性への影響のほか、固定価格買取制度による需要者の負担への影響などの課題もあることから、その解決に向けて、再生可能エネルギーによる発電のコストや安定供給力としての課題解決に向けた取組の実施を進めること。

(3) 企業や家庭における節電・省エネの促進

企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEMS や HEMS などのエネルギー制御システム、LED 照明や高効率空調・給湯・照明設備などの省エネ機器等のさらなる導入支援を行うこと。

(4) 再生可能エネルギー導入への積極的な取組

① 再生可能エネルギーについては、地域によりそのポテンシャルや活用手法などに特性があり、地球温暖化対策と整合のとれた、実現性のある具体的な導入目標が国により示されている中で、地域の特性に応じて進めていくべきものでため、以下の取組を早急に進めること。

- ・ 広く国民の理解が得られ、地球温暖化対策と整合のとれた再生可能エネルギーの導入目標量、導入時期等の早期明確化
- ・ 再生可能エネルギー導入目標量に見合った固定価格買取制度の適正な運用と、需要者負担に関する国民理解の促進

② 現在の固定価格買取制度においては、設備認定時点の買取価格が原則として発電開始以降、買取期間中適用されることになっているが、設備認定から 1 年以上経過しても発電が開始されていない事例が多数あるとされている。これらの原因等について調査を行い、需要者による負担が過大なものとならないよう、設備認定、買取価格、買取期間等について適切に運用すること。

③ 固定価格買取制度の開始もあって、国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」は平成 26 年度において廃止される予定とされているが、再生可能エネルギーの導入促進については、地域によって施策効果が異なると考えられることから、引き続き、地域特性、普及状況、固定価格買取制度の買取料金の推移等を的確に把握したうえで、効果的な普及促進方策を検討し、実施すること。

(5) エネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、太陽光発電、風力発電、燃料電池、蓄電池や LED などのエネルギー関連技術を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術（太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、海流発電、蓄電池、電気自動車、燃料電池、スマートグリッド等）への積極的な投資促進等を図ること。

2 地球温暖化対策の推進のための枠組みの早期確立

地球温暖化対策の推進のためには、エネルギー政策の見直しとともに具体的施策の枠組みについて早期に検討を進め、必要な対策・施策を推進することが必要である。また、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の原子力災害を契機に、自然エネルギー

ギーの供給の拡大や化石燃料に過度に依存しない社会の実現が一層求められているところである。こうした状況を踏まえ、低炭素社会を実現するためには、国との役割分担および地域資源等を活用した地方の取組を実現可能とする必要な財源の確保が不可欠であることから、低炭素社会の実現を目指す地方の役割にも十分に配慮し、地球温暖化対策にかかる次の取組を強力に推進されたい。

- (1) 国内外での温室効果ガス排出抑制に貢献する製品等の評価手法の検討、この評価を組み込んだ国際的な枠組みづくりを推進すること。
- (2) 中長期的な温室効果ガス削減目標やそのために実施する施策などを定めた温暖化対策の推進を図る法律を早急に定め、施策の具体化とその推進を図ること。
- (3) 国・地方を挙げて、地球温暖化対策の取組が進められるよう十分な対策を講じること。
 - ・ 「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を明確に位置づけ
 - ・ 森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策の推進に大きな役割を担う地方の財源を確保

3 サマータイムの実施

今夏、関西広域連合においては、家庭や産業・業務部門における節電対策、行政の率先行動を柱に、構成団体で節電とあわせてサマータイムの実施を呼びかけた。

サマータイムについては、これまでの取組効果を検証した上で、国民の共感を得ながら、社会全体での省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図るために取り組める枠組みを早急に検討すること。

X 広域観光・文化振興の推進等

【担当省庁】財務省、外務省、文部科学省、国土交通省、文化庁、観光庁

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、関西を「アジアの文化観光首都」とすることを目標に、文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでおり、観光から日本の元気を取り戻すため、各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

また、文化芸術、思想その他の広範な文化領域において重要な位置を占め、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである古典の普及について、日本の伝統文化や日本人の心を次世代に継承していくため、併せて次のとおり提案する。

1 外国からの誘客促進

国際観光は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化する世界経済の中で関西の将来発展のために必須の重要なテーマである。海外からの訪日旅行者数は、円高是正や航空座席供給量の増大、東南アジアからの査証発給要件の緩和等により、着実な伸びを示しているものの、今後も海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講ずること。

(1) 訪日旅行促進事業の充実

- ・ 訪日旅行客の誘客を図るため、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開
- ・ 海外からの誘客を図るため、関西が一体となって実施する「KANSAI 国際観光YEAR」など広域的取組への支援
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信

(2) 空港の魅力向上対策

- ・ 国際空港の魅力向上のための到着時免税制度の導入
- ・ 空港等における出入国手続きの迅速化・円滑化

(3) 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における最重点市場である中国、また、最重点市場や重点市場の国々を含む成長著しい東南アジアからの観光旅行に関する一層の要件緩和

2 文化振興施策の充実

(1) 「古典の日に関する法律」の制定を契機とした施策の展開

古典は、日本人の誇りや心を形成する拠り所となるものであり、国民全体の社会的財産であって、古典文学をはじめ伝統文化を未来にわたって保存・活用し、後世に引き継ぐことは現代に生きる私たちの責務である。

「11月1日は古典の日」と定める法律の趣旨を踏まえ、全国的に「古典の日」を普及啓発し、我が国の教育や文化の振興、次世代の育成、日本人の精神的基盤の再構築につなげる施策を展開すること。

また、関西広域連合の行う人形浄瑠璃など「文化の道」をテーマにした取組をはじめ、関西からの特色ある事業を幅広く効果的に展開できるよう支援すること。

(2) 文化庁の関西への移転

日本を代表する有形無形の「本物」の資源が集積する関西に文化庁を移転し、関西の持つ特長を活かした文化振興施策を展開すること。

また、文化庁移転までの間、平成26年3月に設置期限を迎える文化庁関西分室を平成26年度以降も継続設置し、機能強化や体制強化を図ること。

3 自治体の国際化の促進に向けた公用旅券事務の実施

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進する必要がある、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、国の信用力を付与するための対策を提案する。

自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすること。

また、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務については、国の権限を受けることができる新たな行政の枠組みとして発足した、関西広域連合において実施できるよう制度を改めること。

X I 攻めの農林水産業の確立

【担当省庁】農林水産省、水産庁

世界的な人口増加、新興国における所得水準の向上により、農林水産物の需要は確実な拡大が予想され、国内での需要と併せて、我が国の農林水産業は成長産業として期待されているところである。

一方で、T P P協定の参加によって関税が撤廃されることなどにより農林水産分野をはじめ国民生活のあらゆる分野への影響が想定される。

農林水産物の輸出の面でいえば、規模拡大により国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込む「輸出促進」を図ることが、農林漁業者の所得向上に繋がる取組みとなる。こうしたことから、国において「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置され、農林水産物の輸出については、国別・品目別の具体的な輸出戦略を推進することとしている。

また、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」を進め、国内における消費拡大を図ることは、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に必要な取組みである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図るため、次のとおり提案する。

1 国益にかなうT P P協定締結に向けた交渉の実施

T P P交渉を進めるにあたり、農林水産分野や国民生活のあらゆる分野に影響を与えることが想定されるため、「守るべきは守る」とのスタンスで、国益にかなう協定締結に向けた交渉の実施並びに国の責任においてその影響を明らかにした上での、必要な分野への支援策など適切な対応を実施すること。

また、国が標榜している「平成 32 年度に食料自給率 50%」の実現に向けた、農林水産業の持続的発展のための、地域特性に即したきめ細かな支援策を強化すること。

2 国際競争力のある農林水産業の実現

すばらしい品質で「安全・安心」な国産農林水産物・食品を広く世界に発信するため、国を挙げた「ジャパンプランド」の確立を図るとともに、海外への消費拡大及び販路拡大のための戦略的なプロモーション、マーケティングや品質管理等の体制を確立すること。

また、「青果物」や「畜産物」等を「生鮮品」で輸出できるよう、科学的根拠を基に、検疫をはじめとする相手国の輸入条件など、輸出促進の障壁を国の責務として打破する

こと。

さらに、日本国内の産地が一丸となって、輸出対象国・地域別に「産地間連携」で輸出倍増に取り組めるよう「地方の輸出促進組織」への国の支援を強化すること。

3 地産地消の推進

地産地消活動の拠点となる産直市の整備に対する支援制度を拡充し、小規模農家の生産活動の強化と地元農畜水産物の消費拡大を促進すること。

また、学校給食などへ国産である地元農畜水産物の利用を拡大し、児童・生徒などに「安全・安心」で新鮮な地元農畜水産物を提供するための支援制度を創設すること。

さらには、地産地消がT P PのI S D条項に係ることが懸念されるため、T P P協定の交渉において、地産地消はI S D条項の対象外とするなど、国において対策を講じること。

ⅩⅡ ドクターヘリの安定的な運航体制の確保

【担当省庁】厚生労働省

ドクターヘリは、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の「救命率の向上」や「後遺症の軽減」等に大きな成果をあげている。

平成 19 年 6 月に「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が施行されたことを契機として、全国において積極的に導入が進められている。

特に、山間部や離島を抱える地域においては、有効な救急搬送手段として、近年、出動回数も次第に増加しており、「公立豊岡病院」では、国補助基準額の想定回数（433 回）を大幅に上回る 1,282 回の出動実績（平成 24 年度）となっている。

加えて、近年の原油価格の高騰に伴い、航空燃料費も嵩んできており、山間部や離島を抱える地域においては、現行補助基準額での対応が困難な状況となっている。

関西広域連合においては、ドクターヘリ事業を主要施策に位置づけ、現在、府県域を越えた「広域的ドクターヘリの配置・運航体制」を目指しているところであり、しっかりと安全管理の下、安定的な運航体制を確保するため、次のとおり提案する。

1 ドクターヘリ導入促進事業の充実

(1) 全国需要に対応した予算枠の確保

全国的にドクターヘリの導入が加速されるなか、国においては全国需要に応じた予算枠の確保を行うこと。

特に、複数機による広域的な運航を実施している関西広域連合においては、補助申請額より下回る交付決定がなされた場合、財源確保が困難であることから、円滑な運航に必要な事業費の確保について特段の配慮を行うこと。

(2) ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し

全国配備に向け、広域的な整備を施策誘導するため、また、山間部や離島を抱える地域における救急医療体制の確保を行うため、次の条件をいずれも満たす場合においては、特例措置として、運航実績に応じた補助基準額の引き上げを行うこと。

- ・ 複数の都道府県に跨る広域的な運航を行う場合
- ・ 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を運航対象とする場合

XⅢ 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

【担当省庁】環境省、外務省

大陸からの広域移流の影響が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）については、国において高濃度が予測される場合の緊急的措置として「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたが、あくまで、暫定的なものであり、国民の不安解消を図る観点から、健康影響や発生メカニズムなど科学的知見を集積し、黄砂飛来に伴う濃度上昇を含めた日平均値の予測手法を検討するなど、府県を越えた広域的な視点で、的確な注意喚起を行う必要がある。また、大陸からの広域移流の影響の低減を図るため、発生源となっている国に対する働きかけなど、国際的な対応が不可欠であり、次のとおり提案する。

1 国民の健康への不安解消

広域移流の影響により、一時的に暫定指針値を上回る PM2.5 濃度が観測されるなど、国民の健康への不安が高まっていることから、PM2.5 の健康影響に関し国の知見を集め、早期に具体的で分かりやすい情報発信を行うこと。

2 PM2.5 対策の確立に向けた取組

PM2.5 については、西日本を中心に環境基準を達成していない状況にある中、排出規制等が行える段階には至っていない。このため、PM2.5 の成分分析を地方と連携して充実させるとともに、大気中での挙動や発生メカニズムの解明など調査研究をより一層充実させ、国内での対策を確立すること。

また、黄砂飛来時に PM2.5 濃度の上昇が見られる事例があることから、黄砂の飛来と PM2.5 の関連の解明など調査研究を進めること。

なお、地方が実施する成分分析の充実には財政負担を伴うことから、国が財政支援を行うこと。

3 広域移流に係る影響の低減

大陸からの広域移流の影響を低減するためには、国際的な対応が必要であり、日中韓3カ国の環境大臣会合等の枠組みを通じて、中国に対して必要な自国での大気汚染防止対策が早期に講じられるよう強く働きかけを行うこと。

4 注意喚起のための暫定的な指針の見直し

黄砂飛来時には広域的かつ継続的に日中濃度が上昇するなど、早朝の濃度だけでは日

平均値を適切に予測できない場合がある。このため、黄砂飛来を含めた広域移流等に伴う濃度の上昇に対して、確度の高い日平均値の予測手法などを検討し、必要に応じて暫定指針を見直すこと。

また、国民の日々の行動のための有効な予測につなげていくため、高濃度が予想される場合の全国統一的な基準での前日予報の実施など、更なる注意喚起の手法を検討すること。

5 常時監視体制の充実に向けた財政支援

国民の不安を解消するためには、複数の測定データによるより精度の高い注意喚起を的確に行う必要があり、常時監視体制の充実に図るための測定機の増設については、短期的に多額の財政負担を伴うため、国が財政的支援を行うこと。

XIV 新型インフルエンザ対策等の強化

【担当省庁】内閣官房、厚生労働省、農林水産省

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、広域連合構成府県市では府県市行動計画の策定を行っているところである。

については、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を強化し、発生時の迅速な対応に資するため、次のとおり提案する。

1 強毒性新型インフルエンザへの備えの強化

- (1) 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）活用による病床の確保や、府県市が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援など、集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること。
- (2) 国や府県の要請により休業措置等を行った介護施設など社会福祉施設等への支援を行うこと。
- (3) 府県の要請等に応じて医療の提供をする医療関係者が、医療機関の管理者として患者と直接接する事務職員等を活用した場合には、要請の医療関係者以外であっても補償をすること。
- (4) 必要量のワクチン及び不足のない十分な流通量を、国の責任において確保すること。
- (5) 指定地方公共機関は、地域における国民生活及び経済の安定に欠かせない機関であることから、特定接種の目的に照らし、都道府県が指定した全ての指定地方公共機関を特定接種の対象とすること。
- (6) 新型インフルエンザ発生段階の早い時期に、予防接種を優先的に接種する者を具体的かつ明確に示すこと。
- (7) 接種は、全国的に実施されることから、広域的な接種体制として、接種料金と支出事務などの接種事務について具体的に接種基準や指針を早急に示すこと。
- (8) 住民接種にかかる必要経費については、国において全額財源確保を図ること。
- (9) 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、小児への処方に適した備蓄用タミフルドライシロップ（使用期限7年）が発売されたことから、これを備蓄薬剤の一つとし、幅広い年齢層に対応するとともに、予防投与用として、他の薬剤についても備蓄の検討を行い、備蓄薬剤の多様化を進めること。また、それら備蓄薬剤の更新・廃棄・保管にかかる経費を全額、国が負担すること。

2 円滑かつ効果的な社会活動制限の実施

緊急事態宣言時の措置として都道府県知事が行う施設の使用制限等について、緊急時に円滑かつ効果的な実施が行えるよう、政府対策本部の基本的対処方針で定められることとなる国の基準を予め明らかにすること。

また、緊急事態宣言によらない場合であっても、学校等の臨時休業や集会・イベントの自粛要請等について地方公共団体がその流行状況に応じて適切に判断ができるよう、国において一定の方針等を示すこと。

3 鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

家きんでの発生状況や当該ウイルスの遺伝子性状等の分析を進め、家きん防疫対策の強化を図ること。

人への感染リスクが高まっている家きんの鳥インフルエンザが家きんで発生した場合には、家きんの殺処分などの防疫作業従事者に当該インフルエンザに係るプレパンドミックワクチンが接種できるよう配慮すること。

XV 東日本大震災に関する被災地支援等

【担当省庁】内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

災害発生から2年半が経過し、復興に向けた取り組みをますます加速させていくことが求められている。現在、多くの被災者が仮設住宅や避難先での生活を強いられており、高台移転や土地区画整理事業等を一層促進して、住宅復興をはじめとする被災者の生活復興をより加速させていくことが必要であることから、次のとおり提案する。

1 東日本大震災の復興状況に応じた支援対策

本格的な復興を進めていく中においては、新たな都市計画に基づくまちづくりや、道路や防潮堤等のインフラ整備などを進める一方、コミュニティづくりや高齢者の見守り活動の支援などを続けていく必要がある。

このため、被災地での心のケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家、NPO・ボランティアの支援活動や被災地から各府県へ避難している方に対する支援等が円滑に進むよう、必要な財政措置を講ずること。

2 被災地復興のさらなる推進

高台移転先の用地確保や土地区画整理事業における住民合意など、多くの課題を抱える中、集団移転促進事業の対象区域外の浸水エリアの住宅再建については、各被災地地方公共団体で独自に支援策を検討していることに加え、集団移転後の市街地の利活用方策など、復興まちづくりの取組を加速させるためにも、国において必要な対策を講じること。

また、災害復興公営住宅の整備に関して、引き続き必要な予算措置を講じること。

3 被災地地方公共団体の職員不足に対する支援対策

復興事業の進捗に伴う、被災地地方公共団体、特に沿岸市町村における職員不足の状況は深刻であり、先を見通せないものであることから、任期付職員の任用等による独自の職員採用、自治体間の職員応援等だけでは補うことができない状況である。

このため、自治体職員だけでなく、国家公務員の派遣等も考慮に入れた抜本的な支援対策を講ずること。

なお、関西広域連合をはじめとした自治体間の職員派遣に関しては、引き続き必要な財政措置を講ずること。

4 遠隔避難者に対する支援対策

被災者の避難先は全国に及び、関西広域連合構成各府県内においても、依然、約 4,500 人以上が避難している。

被災地の早期復興を支援する一方、長期化が懸念される遠隔避難者に対しても、不慣れな土地で孤立感を抱かせることがないように、総合的な支援措置を講じること。

また、遠隔避難者の所在地を把握することができるよう、全国避難者情報システムの登録を促すなど、積極的な広報に努めること。

5 風評被害対策

農林水産物の輸出に関して、放射性物質の検査証明書等の提出等の輸入制限が今なお継続され、輸出事業者にとっては大きな負担となっている。そのため日本の農林水産物等の安全性に関する正確な情報発信、積極的な広報などに努めること。

また諸外国の輸入規制が WTO 協定に抵触していないかを精査し、問題が有る場合は国際ルールに基づき WTO の紛争解決手続きに従って解決すること。

XVI ワールドマスターズゲームズ開催への支援

【担当省庁】文部科学省、観光庁

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、全国的な祝福と期待が高まるなか、関西においても、国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が主催するワールドマスターズゲームズ2021年大会の開催を目指している。

ワールドマスターズゲームズは、オリンピックと同様に4年に1度開催される生涯スポーツの国際総合競技大会であり、その2021年大会は、記念すべき第10回大会であるとともに、関西開催が実現すればアジア初となるものである。

我が国が超高齢社会を迎えようとしている今日、この大会を開催することは、生涯スポーツの普及と振興に加え、健康志向の活力ある高齢社会の実現、観光関連産業の拡大、文化の活性化、国際交流の促進など、関西地域のみならずスポーツ立国をめざす我が国にとって多くの意義がある。

また、オリンピック・パラリンピックの東京での開催に続き、関西の地でこの大会を開催することにより、全国的な盛り上がりと経済波及面で、大きな相乗効果が期待できる。

関西では、関係する府県や政令市、経済界、スポーツ関係団体等による準備組織を立ち上げ、IMGAへ正式な申入れを行った。早ければ年内にも関西開催が決定される見込みとなっている。

この大会が成功し、我が国にとって有意義なものとなるよう、次のとおり提案する。

1 国等による財政支援

ワールドマスターズゲームズの開催に当たっては、可能な限り既存の施設を使用するなど最小のコストで最大の効果が得られるよう計画するものであるが、オリンピック等と異なり放映権収入も期待できず、スポンサー収入にも限界があることから、大会を成功に導くためには、行政としても必要な支援を行い、万全の資金計画で臨む必要がある。

ついては、関西では官民協力のもとでの資金確保に努めるが、国においても、新たな補助制度の創設も含め、円滑な大会運営と準備に必要な財政的支援を行うこと。

2 関係団体等による大会開催・運営への支援

ワールドマスターズゲームズは国際総合競技大会であり、大会の運営はもとより、その準備段階から全国的なスポーツ団体や各種競技団体等の協力・支援が不可欠である。

ついては、大会開催に向け、各種団体等の積極的な協力・支援が得られるよう、国と

しても働きかけを行うこと。

3 国内外の機運醸成に向けた広報活動支援

ワールドマスタースゲームズは、スポーツ競技大会であるとともに、スポーツツーリズムを通じてインバウンドの拡大にもつながるものであり、海外からも含め、多くの競技者や関係者が参加することが重要である。

ついては、国においても、2021 年の関西での大会開催に向けた積極的な広報活動を展開することにより、国内外における機運の醸成に努めること。